
第7編

海陽町水防計画

第7編 海陽町水防計画 目次

第1章 総則	7- 1
第1節 目的	7- 1
第2節 内容	7- 1
第3節 水防法の一部改正と本計画の位置づけ	7- 2
第4節 用語の定義	7- 3
第5節 水防の責任と義務	7- 7
第6節 水防計画の策定及び変更	7- 8
第7節 津波における留意事項	7- 9
第8節 安全配慮	7-10
第2章 水防体制	7-11
第1節 水防本部の設置	7-11
第2節 水防本部の組織等	7-11
第3章 水防危険箇所	7-13
第1節 重要水防区域等	7-13
第2節 重要水防区域設定の基準	7-14
第3節 重要水防区域一覧	7-16
第4章 水防施設	7-19
第1節 水防倉庫及び備蓄資材の状況	7-19
第2節 水防資材の調達	7-20
第3節 重要な水門・樋門、排水機場	7-20
第5章 予報及び警報	7-21
第1節 気象庁が行う予報及び警報	7-21
第2節 水位情報・水防警報等	7-26
第3節 水防信号	7-29

第6章 水防活動	7-31
第1節 観測及び通報	7-31
第2節 樋門・排水機場等の操作	7-33
第3節 監視及び警戒	7-34
第4節 水防団の出動体制	7-35
第5節 水防作業	7-36
第6節 決壊後の通報及び避難のための立ち退き	7-45
第7章 通信連絡体制	7-47
第1節 徳島県総合情報通信ネットワークシステム	7-47
第2節 非常通話及び電報	7-47
第3節 水防に関する予報及び警報の通信連絡	7-48
第8章 協力及び応援	7-49
第1節 高知県東洋町との応援協定	7-49
第2節 応援及び相互協力	7-49
第3節 水防連絡会議	7-50
第9章 水防費用	7-51
第1節 費用負担	7-51
第2節 損失補償	7-51
第3節 災害補償	7-51
第10章 水防報告及び記録	7-52
第1節 てん末書	7-52
第2節 水防記録	7-53
第11章 水防訓練	7-54
第1節 水防訓練	7-54
第2節 災害通信連絡及び情報伝達訓練	7-54

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月法律第193号以下「法」という。）第4条の規定により徳島県知事から指定された水防管理団体たる本町が、同法第33条第1項に基づき、町内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、町内の地域にかかる河川、湖沼または海岸の洪水、内水、津波または高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 内容

上記目的のため、海陽町内の各河川、海岸及び港湾等に対する水防上必要とする予報・監視・警戒、あるいは水門・樋門等の操作、水防機関等の活動、水防管理団体相互間の協力、及び水防活動に必要な資機（器）材、施設の整備・運用、避難立退に関する事項等を定めた。

第3節 水防法の一部改正と本計画の位置づけ

「水防法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という）は、平成27年5月20日に公布され、同年7月19日に施行された。

第1 改正の概要

主な改正概要は、以下のとおりである。

1. 現行の洪水に係る浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域に拡充する。
2. 新たに、想定し得る最大規模の内水・高潮に係る浸水想定区域を公表する。
3. 内水・高潮に対応するため、指定した下水道・海岸について、浸水被害の避難警戒体制強化の水位周知制度を創設する。
4. 官民連携による浸水対策の推進を図る。
5. 雨水排除に特化した雨水公共下水道整備を導入する等。

第2 改正法と本計画の位置づけ

改正に基づく浸水想定区域等の指定が、平成27年から数年後との見通しであること、また、「平成27年度徳島県水防計画、平成27年6月」が現行法に基づいて公表されていることから、本計画も現行法を基準として作成した。

但し、改正法に規定された新用語の定義、水防管理団体（海陽町）としての責任等については、参考として追加記述した。

また、水防用語の「はん濫」は、「常用漢字表」（平成22年内閣告示第2号）により、各行政機関が作成する公用文において、「氾濫」と表記する旨が示されているが、既存のシステム等が「洪水等に関する防災情報体系のあり方について（洪水等に関する防災用語改善検討会 平成18年6月22日提言）」で定義された用語を「はん濫」のまま用いているが、本計画においては、整合性・将来性の観点から、「氾濫」と表記した。

（参考文献） 「水防計画作成の手引き（水防管理団体版）、平成27年7月、国土交通省」より

第4節 用語の定義

この計画で使用・引用する用語の定義は、以下のとおりである。

なお、改正法による新用語については、アンダーライン及び※印を付して列記した。

1. 徳島県水防本部

県内における水防を統括するために、県土整備部内に設置される機関をいう。

2. 水防管理団体

改正法第3条の規定により、その区域内における水防を十分に果すべき責任を有する市町村をいう。

3. 指定水防管理団体

改正法第4条の規定により、水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係のあるものについて、知事が指定してものをいう（昭和61年12月12日県告示第876号）。

→本町は、指定水防管理団体である。

4. 水防管理者

水防管理団体である市町村の長等をいう。

5. 量水標管理者

量水標その他の水位観測施設の管理者をいう（改正法第10条第3項）。

6. 水防団

消防組織法第9条に規定する消防機関及び改正法第5条、第6条に規定する水防団をいう。

7. 水防団長

水防機関のそれぞれの長（消防本部をおく市町村にあっては消防長、その他の市町村にあっては消防団の長）

→本町にあっては消防団長

8. 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人または特定非営利活動法人であって、水防管理者が指定したものをいう（改正法第36条第1項）。

9. 水防警報

国土交通大臣または都道府県知事が、水防警報河川において、洪水、津波または高潮によって重大または相当な損害を生ずるおそれがあると認められるとき、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に対し、水防活動を行う必要がある旨を警告して行う発表（待機・準備・出動・解除）をいう（改正法第2条第7項、第16条）。

→海部川、穴喰川を対象に発表される。

10. 水防警報河川

改正法第16条第1項に規定により、国土交通大臣または都道府県知事が、洪水、津波または高潮により国民経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定のうえ公示した河川で、水防警報を行う河川をいう（改正法第16条第4項）。

→海部川、穴喰川が指定されている。

11. 水位（情報）周知河川

国土交通大臣または都道府県知事が、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生ずるおそれがあるとして指定した河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、当該河川の水位がこれに達したときにその旨を通知及び周知する河川をいう（改正法第13条）。

→海部川、穴喰川が指定されている。

12. 水位周知下水道（※）

都道府県知事または市町村長が、内水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等をいう。

都道府県知事または市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定められた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（改正法第13条の2）。

13. 水位周知海岸（※）

都道府県知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸をいう。

都道府県知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定められた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（改正法第13条の3）。

14. 水位到達情報（※）

水位周知河川、水位周知下水道または水位周知海岸において、あらかじめ定められた氾濫危険水位への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川または水位周知海岸においては氾濫発生情報のことをいう。

15. 水防団待機水位（通常水位）

洪水または高潮のおそれがある場合において、当該水位を超えるとときに水防管理者または量水標管理者がその水位の状況を関係者に通報するものとして知事が定める水位であり、水防警報河川において水防警報（水防団の準備）を発令する基準となる水位をいう。

16. 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位を超える水位であって洪水または高潮による災害の発生を警戒すべき水位で、当該水位を超えるとときに量水標管理者がその水位の状況を公表するものとして知事が定める水位であり、水位周知河川において氾濫注意情報を発表し、水防警報河川において水防警報（水防団の出動）を発令する基準となる水位をいう（改正法第12条）。

17. 避難判断水位（特別警戒水位）

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

18. 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位で、市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位をいう（改正法第13条）。

19. 内水氾濫危険水位（※）

改正法第13条の2に規定される雨水出水特別警戒水位のことであり、内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

20. 高潮氾濫危険水位（※）

改正法第13条の3に規定される高潮特別警戒水位のことであり、高潮により相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

市町村長の避難勧告等発令判断の目安となる水位をいう。

21. 洪水特別警戒水位（※）

改正法第13条に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、氾濫危険水位に相当する。

国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22. 雨水出水特別警戒水位（※）

内水による災害の発生を特別に警戒すべき水位であり、氾濫危険水位に相当する。

都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

23. 高潮特別警戒水位（※）

改正法第13条の3に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位であり、氾濫危険水位に相当する。

都道府県知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

24. 浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、国土交通大臣または都道府県知事が洪水予報河川及び水位周知河川について指定する、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により氾濫した場合に浸水が想定される区域をいう（法第14条）。

25. 洪水浸水想定区域（※）

上記に準じるが、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域をいう（改正法第14条）。

26. 内水浸水想定区域（※）

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として、都道府県知事または市町村長が指定した区域をいう（改正法第14条の2）。

27. 高潮浸水想定区域（※）

水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事が指定した区域をいう（改正法第14条の3）。

28. 水防体制

水防団の活動について、次の4段階の体制をいう。

- ◇ **待機**：水防団の足留めを行う体制
- ◇ **準備**：水防資器材の点検、水門等の開閉の準備、水防団幹部等の出動を行いうる体制
- ◇ **出動**：水防団が出動する体制
- ◇ **解除**：水防活動の終了

第5節 水防の責任と義務

水防に関する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次のとおりである。
なお、改正法に基づく新たな義務等については、アンダーラインを付して列記した。

《水防管理団体（町）の責任》

1. 水防団の設置（改正法第5条）
2. 水防団員等の公務災害補償（改正法第6条の2）
3. 平常時における河川等の巡視（改正法第9条）
4. 水位の通報（改正法第12条第1項）
5. 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（改正法第13条の2第2項）
6. 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（改正法第14条の2）
7. 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置（改正法第15条）
8. 水防団及び消防機関の出動準備または出動（改正法第17条）
9. 警戒区域の設定（改正法第21条）
10. 警察官の援助の要求（改正法第22条）
11. 他の水防管理者または市町村長もしくは消防長への応援要請（改正法第23条）
12. 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（改正法第25条、26条）
13. 公用負担（改正法第28条）
14. 避難のための立退きの指示（改正法第29条）
15. 水防訓練の実施（改正法第32条の2）
16. 水防計画の策定及び要旨の公表（改正法第33条）
17. 水防協議会の設置（改正法第34条）
18. 水防協力団体の指定・公示（改正法第36条）
19. 水防協力団体に対する情報提供または指導もしくは助言（改正法第40条）
20. 水防従事者に対する災害補償（改正法第45条）
21. 消防事務との調整（改正法第50条）

《居住者等（町民）の義務》

1. 水防への従事（改正法第24条）
2. 水防通信への協力（改正法第27条）

第6節 水防計画の策定及び変更

第1 水防計画の策定及び変更

町は、毎年、徳島県水防計画に依りて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。

水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、徳島県知事に届け出るものとする。

また、町は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする（改正法第33条）。

第2 水防協議会の設置

1. 町は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防協議会に関し必要な事項は、改正法第34条に定めるもののほか、条例で定めるものとする。

「海陽町水防協議会設置条例（平成18年3月31日）」（資料編 No.54 参照）

2. 海陽町水防協議会の構成員

水防協議会構成員

【会長】 町長

【委員】 南部総合県民局長、牟岐警察署長、海部消防組合消防長
海陽町消防団（団長、副団長）

副町長、総務課長、産業観光課長、建設課長、危機管理課長

第7節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。

「遠地津波」の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が来襲するが、「近地津波」の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が来襲する。

したがって、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

「遠地津波」で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能であるが、「近地津波」で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動がとれないことが多い。

したがって、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第8節 安全配慮

改正法第7条2項において、「水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。」とされており、洪水、内水、津波または高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

- ◇ 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ◇ 水防活動時の安否確認を可能にするため、利用可能な通信機器を携行する。
- ◇ 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ◇ 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ◇ 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ◇ 指揮者または監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ◇ 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ◇ 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ◇ 原則として、隊（2名以上）として活動することとし、指揮者は、安全管理に配慮する。
- ◇ 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。

第2章 水防体制

第1節 水防本部の設置

第1 海陽町水防本部

改正法第11条の規定により知事より洪水予報を受けたとき、あるいは暴風雨、大雨、洪水、高潮、津波等のおそれがあり、警戒の必要があると認められたときから水防の危険性が解消するまで、または本町に災害対策本部が設置されるまでの間、町長は海陽町水防本部を設置する。

第2 上部組織

本町水防本部の上部組織は、南部総合県民局（美波庁舎）である。

第2節 水防本部の組織等

第1 水防本部組織及び事務分掌

海陽町地域防災計画に定める災害対策本部の組織及び事務分掌を準用する。

第2 水防団の体制

1. 水防団の組織

海陽町水防団員は、海陽町消防団員が兼務する。

2. 水防団の活動指揮

消防（水防）団長は、災害対策本部等において、団員の水防活動を指揮する。

3. 水防団担任区域

分団の担当河川及び地区

付図番号	河川名	左右岸	地区	担当分団名
22	浦上川	左	川ヨリ東	浅川第1分団
23	〃	右	川ヨリ西	〃
24	善蔵川	左	浜崎	川東第1分団
25	海部川	左	前川原	川東第2分団
26	〃	右	中野	川上第3分団
27	〃	右	三ヶ尻	川上第1分団
28	〃	右	檜ノ瀬	川上第4分団
29	相川	右	惣ヶ瀬	川上第3分団
30	〃	右	日浦	〃
31	〃	左	柱野	〃
32	〃	左	室津	〃
33	〃	左	大又	〃
34	善蔵川	左右	尾ノ鼻～竹ノ鼻	川東第2分団
35	海部川	右	鞆浦～奥浦	海部第1, 2分団
36	〃	右	吉田	海部第5分団
37	〃	左	大井	〃
38	〃	左	姫能山	〃
39	〃	左	〃	〃
40	母川	左右	櫛川	海部第6分団
41	穴喰川	左	穴喰浦字穴喰	穴喰第1, 4分団
42	〃	右	〃	〃
43	〃	右	〃	〃
44	〃	右	大野	穴喰第3分団
45	〃	右	尾崎馳馬	〃
46	〃	右	尾崎	〃
47	広岡川	右	〃	〃
48	〃	左右	芥附	穴喰第5分団
49	〃	右	広岡芥附	〃
50	野根川	左	船津	〃

※注 上記付図番号は、第3章第3節 重要水防区域一覧に参照した。

第3 水防本部の解散

災害対策本部を設置したとき、またはその必要がなくなったときに解散する。

第3章 水防危険箇所

第1節 重要水防区域等

第1 重要水防区域等の意義

国土交通省管理河川において定められる重要水防箇所、及び県管理河川において定められる重要水防区域（以下「重要水防区域等」という）は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

国及び県は、各管理河川における重要水防区域等を定め、これを水防管理団体（本町）に周知徹底することにより、水防活動に対し一定の指針を与えることとしている。

第2 重要水防区域等の活用

水防管理団体（町）は、各重要水防区域等に係る関係区域（地区名〔戸数、住民数〕等）を把握し、また危険な場合における措置（担当水防団〔人数〕、避難場所〔収容能力〕等）を適正に定めることにより、洪水時における水防活動、住民の避難等対応方法を明確にし、もって被害発生時の抑制に努める必要がある。

また、随時重要水防区域等の巡視を行うとともに、特に出水期前において南部総合県民局と合同で巡視を行い、重要水防区域等の実態の把握に努め、洪水時における水防活動の迅速かつ円滑な実施に資する必要がある。

第3 重要水防区域等の管理

町内県管理河川における重要水防区域等については、南部総合県民局が、台帳を作成し、管理している。

特に、出水期を経過した後は、当該年度における河川改修の進捗状況や被災状況等を調査し、この結果に基づき、最新の内容に更新している。

第2節 重要水防区域設定の基準

徳島県における県管理河川重要水防区域評価基準は、次表のとおりである。

重要水防区域評価基準

平成17年2月7日、河第878号、河川課長通知
最終改正：平成18年11月2日、河第398号

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所において、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超えないが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を超えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位等が設定されていない箇所において、既往最高水位が現況の堤防高を超えた履歴はないが、その差が0.6m未満の箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画の堤防断面が設定されている箇所において、現況の堤防断面あるいは天端幅が計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
洪 水 痕 跡	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m未満（無堤区間を含む）の区間の内、既往最高水位が現況の堤防高（無堤区間にあっては河岸の高さ）を越え、これにより背後地の人家等に床上浸水が発生した履歴がある箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの履歴はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所、所要の対策が未施工の箇所。	

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。		
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されている箇所にあっては、橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）を上まわるが、その差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が現況の堤防高を超えた履歴がある箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、計画高水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が設定されていない箇所にあっては、既往最高水位が現況の堤防高を超えた履歴がある箇所。	
現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、その設置起因する堰上げ等により河川管理施設等に損傷を及ぼし又は背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。	現況の堤防高と堤内地盤高の差が0.6m以上の区間の内、その設置起因する堰上げ等により背後地の人家等に床上浸水を発生させた履歴がある橋梁その他の河川横断工作物の設置されている箇所。		
工 事 施 行			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡	破堤跡で、河川改修工事が未施工の箇所。		新堤防で、築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

第3節 重要水防区域一覧

第1 一覧表の内容

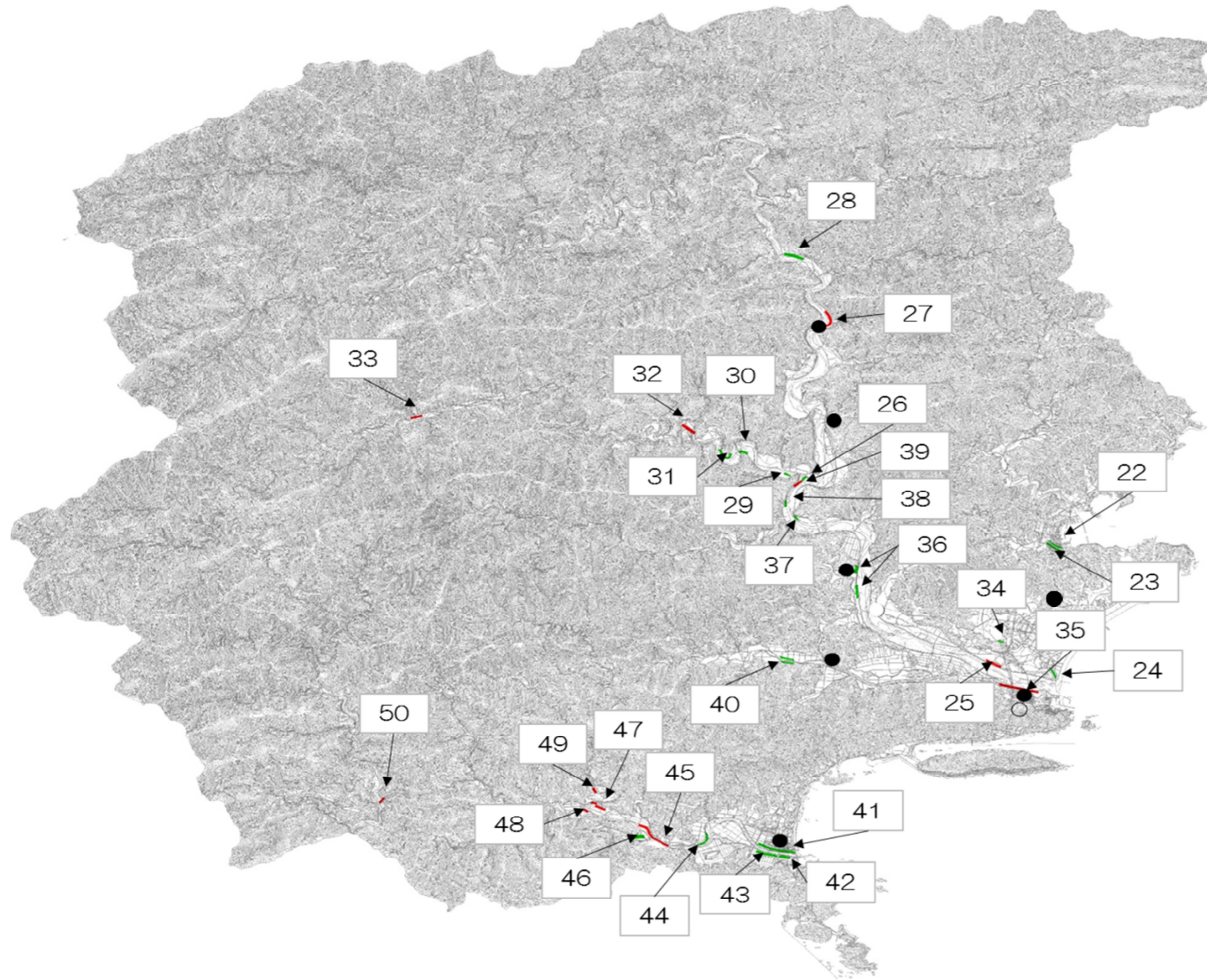
本町内の重要水防区域（29区域）を以下の項目で、資料編 No.10 に掲載した。

重要水防区域一覧表の内容

- ◇ 付図番号
- ◇ 河川名（左右岸別）
- ◇ 重要水防区域（場所、延長、A・B・要〈※注〉、種別）
- ◇ 対策
- ◇ 関係区域（地区名、戸数、住民数）
- ◇ 危険な場合の措置（担当水防団及び人数、避難場所、収容能力）
- ◇ 備考

※注 A：水防上最も重要な区域
B：水防上重要な区域
要：要注意区間

町内河川の重要水防区域及び水防倉庫位置図



付図 番号	河川名	左右岸	重要水防区域等					種 別
			重要箇所名	延長(m)	A(m)	B(m)	要(m)	
22	浦上川	左	川ヨリ東	4箇所				樋門 工作物(陸閘)
23	〃	右	川ヨリ西	4箇所				樋門 〃
24	善蔵川	左	浜崎	1箇所				樋門 〃
25	海部川	左	前川原	200	200			漏水
26	〃	右	中野	250		250		洪水痕跡
27	〃	右	三ヶ尻	550	550			堤防高
28	〃	右	樫ノ瀬	350		350		〃
29	相川	右	惣ヶ瀬	150		150		洪水痕跡
30	〃	右	日浦	800		750 50		堤防高 法崩れ
31	〃	左	柱野	1,100		1,100		堤防高
32	〃	左	室津	550	550			〃
33	〃	左	大又	200	200			〃
34	善蔵川	左右	尾ノ鼻～竹ノ鼻	300		300		洪水痕跡
35	海部川	右	鞆浦～奥浦	750	750			漏水
36	〃	右	吉田	1箇所				樋門 工作物(陸閘)
37	〃	左	大井	250		250		漏水
38	〃	左	姫能山	100			100	工事施工
39	〃	左	〃	350	350			漏水
40	母川	左右	櫛川	1,400			1,400	新堤防
41	穴喰川	左	穴喰浦字穴喰	4箇所				樋門 工作物(陸閘)
42	〃	右	〃	1箇所				樋門 〃
43	〃	右	〃	2箇所				樋門 〃
44	〃	右	大野	7箇所				樋門 〃
45	〃	右	尾崎馳馬	800	800			堤防高
46	〃	右	尾崎	200		200		洪水痕跡
47	広岡川	右	〃	500	500			堤防高
48	〃	左右	芥附	450	450			〃
49	〃	右	広岡芥附	300	300			〃
50	野根川	左	船津	50	50			工作物

凡 例		
記号	名称	備考
—	重要水防区域(A区間)	付図 番号
—	重要水防区域(上記以外)	
○	水防倉庫(県有)	/
●	水防倉庫(町有)	

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫及び備蓄資材の状況

第1 水防倉庫の設置

水防管理団体（町）は、その重要水防区域内堤防延長1 km～2 km毎に1棟の割合で水防倉庫を設置し、必要資機（器）材を備えておく必要がある。

この水防倉庫は、国土交通省建設基準で、間口9.1m、奥行3.6m、面積33㎡となっており、設置場所は水防活動に便利な場所を選定し、適当な場所がない場合は、堤防法肩かその他支障のない場所に設置することになっている。

本町の重要水防区域は、A区間が4,700m、B区間が2,600mの総延長約7 kmであり、上記基準から現在7棟の水防倉庫が設置されている。

水防倉庫一覧

	管理団体	水防倉庫名	設置場所	河川名
1	県	海部地区水防倉庫	奥浦	海部川
1	町	奥浦水防倉庫	奥浦字町内	海部川
2		中山水防倉庫	中山字中屋敷	槇山川
3		富田水防倉庫	富田字五反田	海部川
4		若松水防倉庫	若松字大野	海部川
5		川上水防倉庫	神野字神野前	海部川
6		川東地区水防倉庫	四方原字杉谷	海部川
7		役場水防倉庫	穴喰字三反田	穴喰川
水防倉庫位置図は、第3章第3節参照				

第2 水防倉庫の備蓄資材

備蓄資材一覧は、資料編 No.29（3）に参照した。

第2節 水防資材の調達

第1 調達

水防資材は、原則として水防本部が調達するが、急を要する場合は、現地調達するほか、県から供給可能な場合がある。

第2 町内における資機材購入先及び能力

資料編 No.29 (4) に参照した。

第3節 重要な水門・樋門、排水機場

本町内での重要な水門・樋門は36箇所(基)、排水機場は3箇所(台)設置されている。門扉形状・機能の詳細は、資料編 No.10 に掲載したが、その概要は下表のとおりである。

重要な水門・樋門、排水機場一覧(概要)

区分	河川・海岸名	名称	所在地	管理者	区分	河川・海岸名	名称	所在地	管理者	
樋門	伊勢田川	柳ノ内	浅川	県河川整備課	樋門	母川	母川第7	野江	県河川整備課	
	浦上川	浦上第1	〃	〃		〃	母川第8	〃	〃	〃
	〃	浦上第2	〃	〃		〃	母川第11	〃	〃	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	母川第13	高園	〃	〃
	〃	浦上第11	〃	〃		〃	母川第14	中山	〃	〃
	〃	稲	〃	〃		〃	母川第15	〃	〃	〃
	長泉寺川	長泉寺川	多良	〃		〃	母川第16	高園	〃	〃
	善蔵川	大里	大里	県河川整備課 海陽町に管理委託		〃	居敷川	居敷	中山	〃
	〃	〃	〃	〃		〃	海部川	富田	富田	〃
	浅川港	港浅-36	小鯖瀬	県運輸政策課		〃	〃	大井	大井	〃
	〃	港浅-33	〃	〃		〃	〃	姫	大井	〃
	〃	港浅-32	粟浦口	〃		〃	穴喰川	中角	穴喰浦	〃
	〃	港浅-29	天神前	〃		〃	穴喰海岸	穴喰	〃	〃
	〃	港浅-01	蛇王	〃		水門	金目海岸	金目	〃	〃
母川	母川第1	高園	県河川整備課	樋門	那佐港	港那-04	〃	県運輸政策課		
〃	母川第2	〃	〃		〃	港那-01	〃	〃		
〃	母川第3	〃	〃	排水機場	善蔵川	善蔵川	大里	県河川整備課 海陽町に管理委託		
〃	母川第4	〃	〃		中角川	穴喰川	中角	〃		
〃	母川第5	〃	〃		海部川	海部川	奥浦	〃		
〃	母川第6	馬路	〃							

第5章 予報及び警報

第1節 気象庁が行う予報及び警報

第1 気象庁が発表もしくは伝達する注意報、警報等

徳島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波または高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を徳島河川国道事務所長及び知事などに通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

なお、水防活動用に特別警報は設けられていない。

水防活動用注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

気象庁が発表もしくは伝達する注意報等の種類及びそれらの発表基準

水防の利用に適合する注意報、警報	一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	発表基準
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	高潮特別警報	台風等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（「大津波警報」の名称で発表する）
【備考】		
※注1 詳細は、「第5編風水害対策編 第1章第1節 気象業務の整備」参照		
※注2 一般の利用に適合する「洪水特別警報」は設けられていない		

第2 津波に関する予報及び警報等

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即座に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。但し、地震の規模（マグニチュード）が8.0を超えるような巨大地震は、地震の規模を数分内に精度良く推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度の、地震の規模が精度よく求められた時点で、予想される津波の高さを数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨 大	陸域に津波がおよび、浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高 い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近付いたりしない。

【備考】

- ・「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報（※1）	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表する。 [発表される津波の高さの値は、 前頁「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表を参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報（※2）	主な地点の満潮時刻・津波の予想到達予想時刻を発表する。
	津波観測に関する情報（※3）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※5）
	沖合の津波観測に関する情報（※4）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報単位で発表する。（※6）
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。
【備考】		
<p>※1 津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻より数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。</p> <p>※2 津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p> <p>※3 津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。</p> <p>※4 津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p> <p>※5 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p>※6 津波観測に関する情報の発表内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。 最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。 		

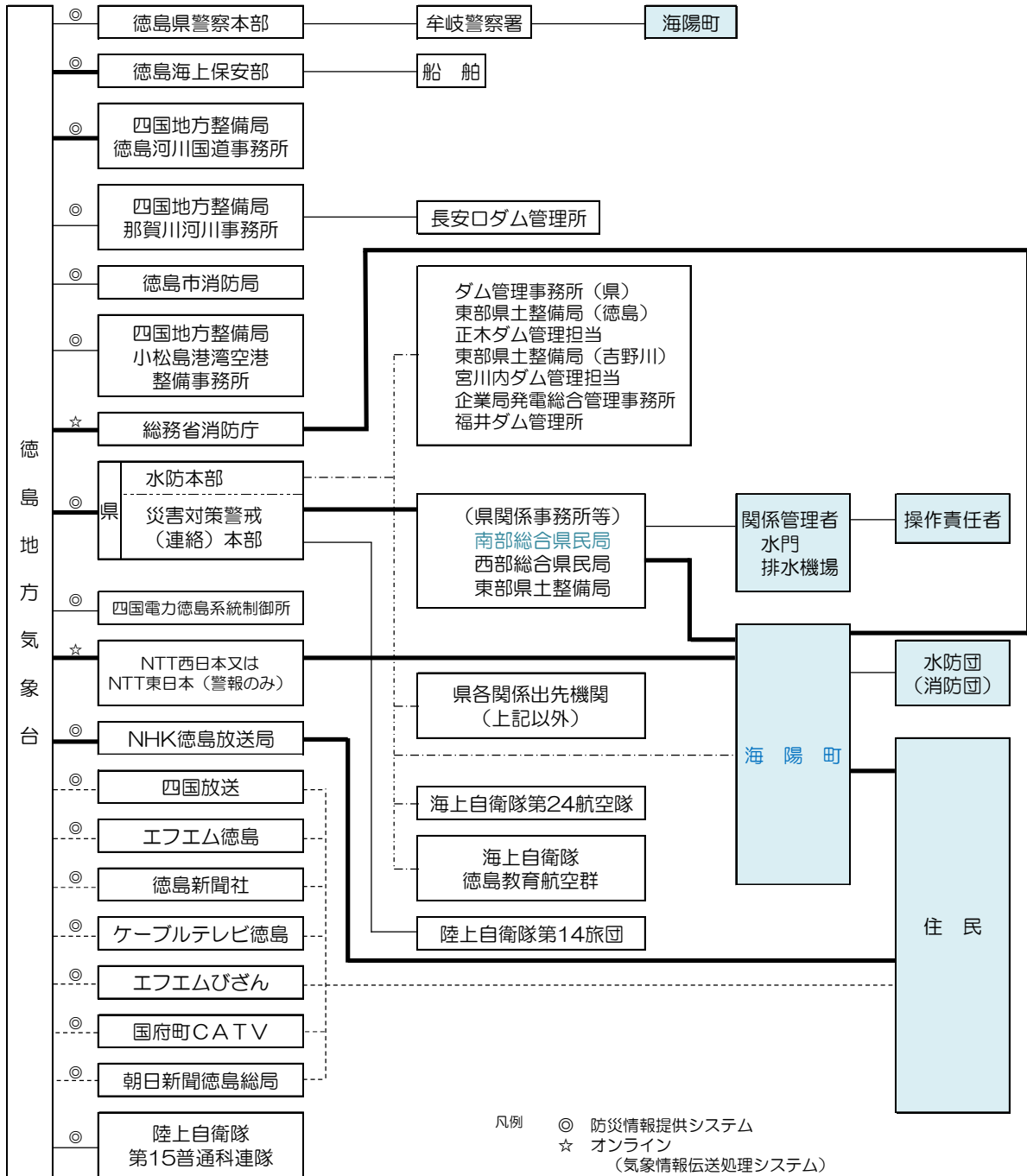
3. 津波予報

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき。（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表する。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため、被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波にともなう海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

第3 警報等の伝達経路及び手段

1. 洪水等の場合



- 注1 障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入FAXへ伝達する。このFAXも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。
- 注2 ----- は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムによる県庁統制局一斉通信を示す。
- 注3 水防体制前は、県水防本部を河川整備課と読み代えるものとする。
- 注4 陸上自衛隊第14旅団へは必要により警報とその解除を通知する。
- 注5 災害配備体制前は、災害対策警戒(連絡)本部を危機管理部とくしまゼロ作戦課と読み替えるものとする。

2. 津波警報・注意報の場合

「第1編 共通対策編 第3章 第3節 情報通信、p1-100」《大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統》参照

3. 津波予報・津波情報の場合

「第1編 共通対策編 第3章 第3節 情報通信、p1-101」《津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統》参照

第2節 水位情報・水防警報等

町内を流れる海部川及び穴喰川の両河川は、知事が指定した水防警報河川・水位周知河川であり、県は、以下の計画に基づき水位情報並びに水防警報の通知及び周知を実施する。

第1 実施区域及び担当官署

両河川の実施区域及び担当官署は、以下のとおりである。

実施区域及び担当官署

河川名	実施区域	担当官署
海部川	吉野字十王堂（吉野橋）から河口まで	南部総合県民局
穴喰川	尾崎（坂瀬川合流点）から河口まで	美波庁舎

第2 水位情報

両河川の水位情報は、以下のとおりである。

水位情報一覧（単位m）

河川名	基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	管理 (指定河川)
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
海部川	多良	2.70	3.30	4.50	5.50	県
穴喰川	日比原	2.10	2.30	2.60	3.10	水位周知河川 水防警報河川



【多良基準水位観測所】



【日比原基準水位観測所】

第3 水防警報

1. 安全確保の原則

水防警報は、洪水・高潮あるいは津波によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動やその他危険を伴う水防活動時は、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。

なお、本町の場合、南海トラフ巨大地震における津波影響開始時間(+20cm)は、鞆浦漁港口で約4分と短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

2. 洪水・高潮時の水防警報

水防警報の種類、内容と発表の基準は、以下のとおりである。

水防警報の種類及び内容（洪水・高潮）

種類	内容
待機	状況に応じて直ちに水防団(消防団)が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防団(消防団)に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防団(消防団)が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位警報(適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知(「出動」を発表してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

水防警報発表の基準（洪水・高潮）

河川名	基準水位観測所	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
		待機	準備	出動	解除
海部川	多良	氾濫注意水位3.30m以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.70mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき
宍喰川	日比原	氾濫注意水位2.30m以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.10mに達しなお上昇のおそれがあるとき	水位が氾濫注意水位に達しなお上昇のおそれがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

3. 津波時の水防警報

水防警報の種類等は以下のとおりである。

水防警報の種類・内容・発表基準（津波）

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	水防団(消防団)員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出 動	水防団(消防団)が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

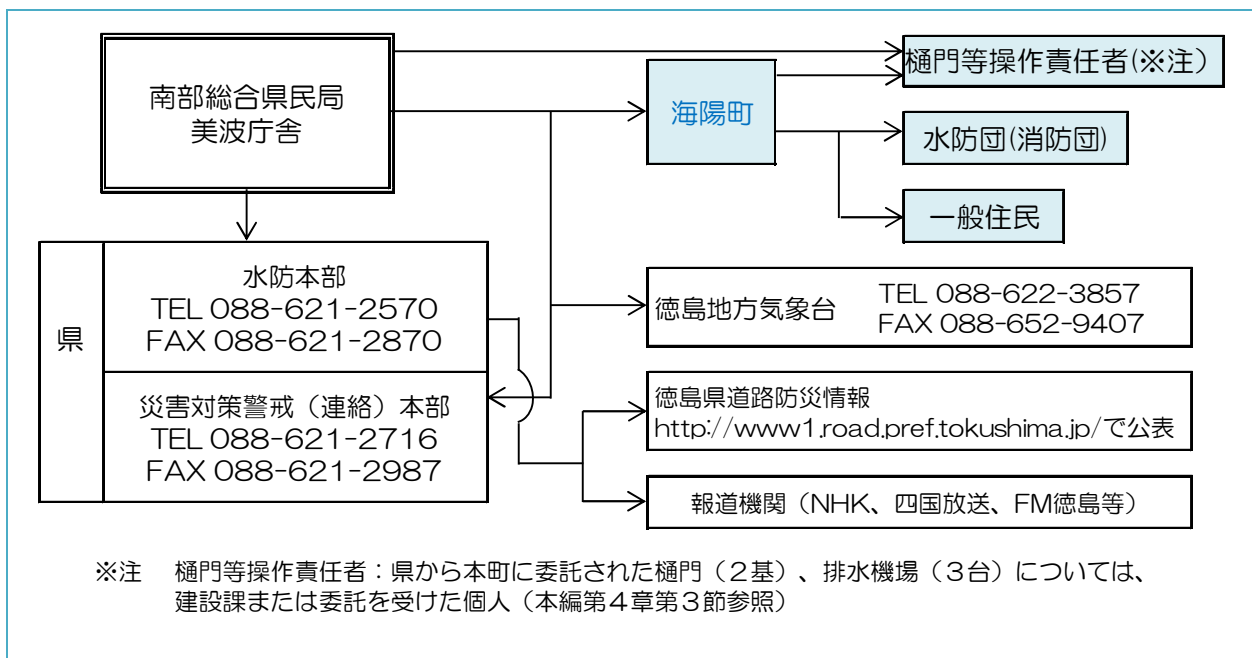
4. 発表様式

徳島県水防計画における水防警報発表様式は、資料編 No.110、111 に参照した。

5. 連絡系統

水位情報及び水防警報の通知、周知の連絡系統は次のとおりである。

連絡系統



第3節 水防信号

第1 改正法第20条第1項に基づく水防信号（昭和25年徳島県規則第2号）

警鐘信号・サイレン信号

区分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止-
第2信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止-
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止- ○ -休止-
第4信号	乱打	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ -休止- ○ -休止-
<p>第1信号 警戒水位（氾濫注意水位）に達したことを知らせる。</p> <p>第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせる。</p> <p>第3信号 当該水防管理団体（町）の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせる。</p> <p>第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。</p> <p>（備考）</p> <p>① 信号は適宜の時間継続すること。</p> <p>② 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することができる。</p> <p>③ 危険が去った時は口頭伝達又は町内放送施設等を利用し、周知させるものとする。</p>		

第2 地震・津波時の水防信号

地震による堤防漏水、沈下等が発生した場合、及び津波の場合は、上記に準じて水防信号を発する。

第6章 水防活動

第1節 観測及び通報

第1 雨量の観測通報

1. 雨量の観測

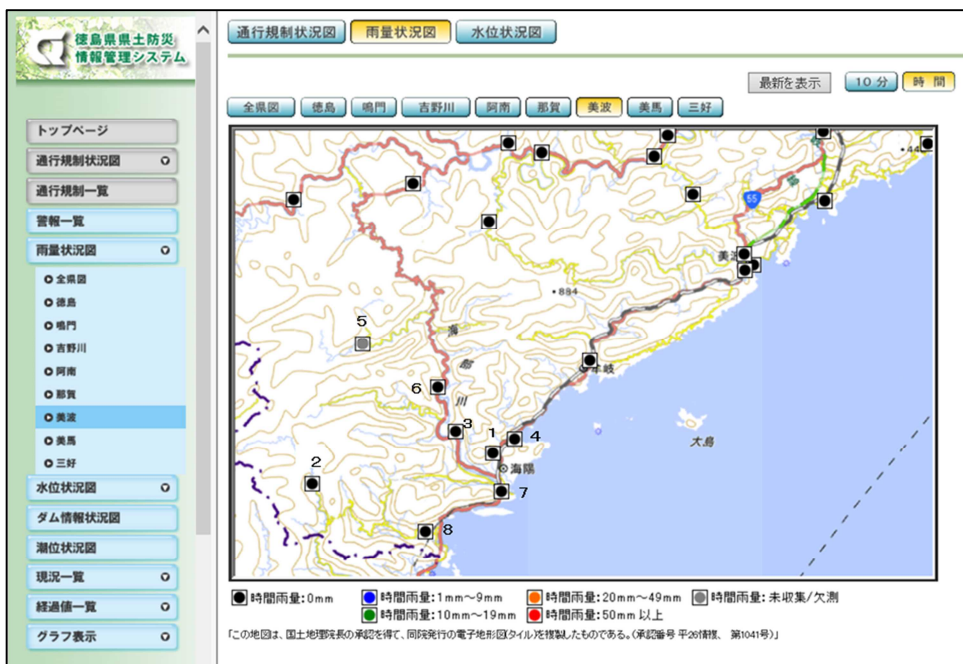
南部総合県民局等は、気象状況により相当の降雨があると認めるときは、その所管する雨量観測所について監視を強化させるとともに、水防情報伝達システムの雨量・水位テレメータ施設（以下「水防情報施設」という）等により次のとおり雨量観測を実施する。

- 1) 時間雨量が20mm以上のときは、10分毎の雨量
- 2) 降り始めから雨量が70mmに達したときには、10分毎の雨量
- 3) 雨がやんだときは、その時刻と雨量

2. 雨量の通報

町は、気象状況により相当な雨が予想されるときは、下図の徳島県県土防災情報管理システム (<http://www1.road.pref.tokushima.jp/>) により、町内8箇所の雨量観測所について、1時間または10分毎の雨量情報を収集する。

徳島県県土防災情報管理システム（雨量状況図表示例）



※図中の1～8までの番号は、次項観測所の位置を表示

3. 雨量観測所

町内に設置された徳島地方気象台及び県土整備部所有の雨量観測所は、以下のとおりである。

雨量観測所一覧（徳島地方気象台及び県土整備部所管）

	観測所名	所有者		観測所名	所有者
1	海陽	徳島地方気象台	5	寒ヶ瀬	県土整備部
2	久尾	県土整備部	6	神野	〃
3	大井	〃	7	奥浦	〃
4	浅川	〃	8	穴喰	〃

なお、国土交通省、阿佐海岸鉄道、町所有の雨量計他詳細については、資料編 No.2(2)を参照。

第2 水位の観測通報

1. 水位の観測

南部総合県民局等は、洪水のおそれがあると認めたときは、その所管する水位観測所について監視を強化させるとともに、水位情報施設等により次のとおり水位観測を実施する。

- 1) 水防団待機水位に達したときから、減水後同水位に復するまでの10分毎の水位
- 2) 水防団待機水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻
- 3) 氾濫注意水位に達した時刻及び減水後同水位に復した時刻
- 4) 最高水位に達し減水に向かうときは、その水位と時刻

2. 水位の通報及び水位観測所

町は、「本編 第5章 第2節 連絡系統」による他、前項雨量情報と同様、徳島県県土防災情報管理システムにより、海部川（多良）及び穴喰川（日比原）の2箇所の水位観測所について、1時間または10分毎の水位情報を収集する

第3 潮位の観測通報

南部総合県民局等は、異常高潮のおそれがあると予想されるときは、次のとおり潮位等を観測する。

- ◇ 風向及び風速の概要
- ◇ 潮位
- ◇ 波高（推定）及び波頭より防潮堤天端までの余裕

第2節 樋門・排水機場等の操作

第1 管理者

樋門・排水機場等の管理者は、水防上必要な気象等状況の通知を受けたときは、直ちに樋門・排水機場等の操作責任者に連絡しなければならない。

第2 操作責任者

樋門・排水機場等の操作責任者は、気象等の状況通知を受けた後は、安全を確保したうえで、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、樋門・排水機場等及び付近に異常を認めたととき、操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

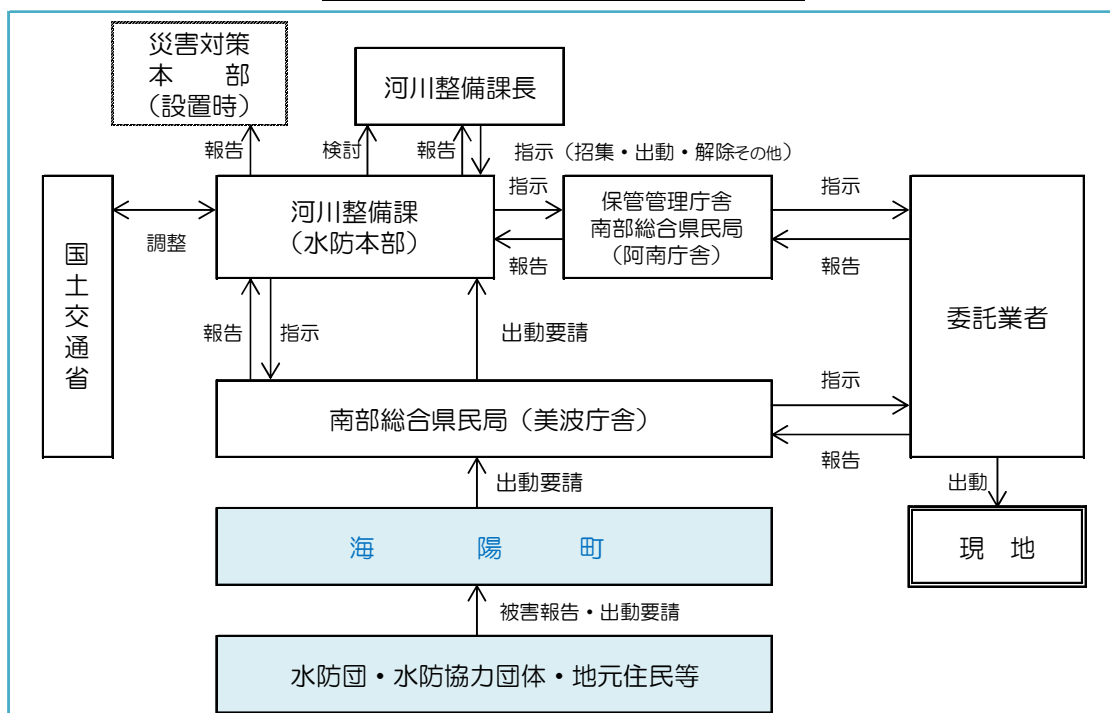
第3 点検整備

樋門・排水機場等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

第4 排水ポンプ車の保管場所及びその要請連絡系統

水防上危険な状況となり排水ポンプ車出動が必要なときは、以下の連絡系統により要請を実施する。

排水ポンプ車の出動要請連絡系統



第3節 監視及び警戒

第1 常時監視

町長、または水防（消防）団長は、関係河川・海岸堤防について常時監視員を設け、本町内分担区域内を巡視させるとともに、水防上危険であると認めるときは、南部総合県民局（美波庁舎）へ通報する。

第2 非常警戒

町長、または水防団長は、水防体制が発令されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に、複数の水防団員による監視警戒を指示する。

異常発見時の水防団員チームは、団員各々の安全配慮と避難準備を優先し、直ちに水防作業を開始するとともに、その現況と危険状況を町及び南部総合県民局（美波庁舎）に報告する。

監視警戒時に注意する内容は、以下のとおりである。

- ◇ 裏法の漏水、または飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ◇ 表法で水あたりの強い場所の亀裂及び欠け崩れ
- ◇ 天端の亀裂または沈下
- ◇ 堤防の越水状況
- ◇ 樋門の両軸または底部からの漏水と扉の閉まり具合
- ◇ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常等

第4節 水防団の出動体制

町長は、次に示す基準により、水防団にあらかじめ定められた計画にしたがって、待機・準備・出動または解除の指令を出し、水防団の水防活動を適切に行わなければならない。

その際、団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

なお、水防団が出動したとき、または水防活動を解除したときには、南部総合県民局（美波庁舎）及び地元住民に知らせなければならない。

また、地震による堤防の漏水、沈下または津波の場合もこれに準じる。

指令の区分及び基準

区分	指令の基準
待機	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川にあつては、「待機」の発表を受けたとき。 2 水位周知河川にあつては、水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。 3 水防管理において必要と認めるとき。 4 津波警報が発表され、水防団員の安全を確保した上で、待機する必要があると認めるとき。
準備	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川にあつては、「準備」の発表を受けたとき。 2 水位周知河川にあつては、水位が氾濫注意水位に達するおそれがあるとき。 3 潮位通報、気象通報等により高潮の危険が予想されるとき。 4 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の恐れがあるとき。 5 その他水防上必要と認められるとき。
出動	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川にあつては、「出動」の発表を受けたとき。 2 水位周知河川にあつては、水位が氾濫注意水位に達し、なお、上昇のおそれがあるとき。 3 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害が予想されるとき。 4 豪雨により、堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険が迫ってきたとき。 5 その他水防上必要と認められるとき。 6 津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解除	<ol style="list-style-type: none"> 1 水防警報河川にあつては、「解除」の発表を受けたとき。 2 水位周知河川にあつては、水位が氾濫注意水位以下になり、かつ、危険がなくなったとき。 3 潮位通報、気象通報等により高潮、波浪等による災害の危険がなくなったとき。 4 堤防の決壊、漏水、がけ崩れ等の危険がなくなったとき。 5 津波等による被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき。

第5節 水防作業

第1 水防工法

工法は、その選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果をあげ得る場合が多いが、時には数種の工法を併用し、はじめてその目的を達成することもあり、当初施工の工法で効果が認められないときには、これに代わるべき工法を順次行い、極力水防に努めなければならない。

工法を選ぶにあたっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮して最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工することが重要である。

第2 水防作業の心得

1. 水防作業時の自身の安全確保に留意し、安全が確保できないと判断される場合は、避難を優先しなければならない。
2. 命令なくして部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
3. 作業中は、私語を慎み、終始敢闘精神をもって護りぬくこと。
4. 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
5. 命令及び情報の伝達は、特に迅速・正確・慎重を期し、みだりに水防員等を動揺せしめたり、緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。
6. 洪水時において堤防に異常の起こる時期は、滞水時間にもよるが概ね水位が最大の時またはその前後であるが、法崩れ陥没等は、通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の3/4位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

第3 水防資機(器)材の補充

水防倉庫内等の資機材を使用してもなお不足したとき、または不測が予測される場合は、近くの購入先に手配して所要量を確保するものとし、緊急時には南部総合県民局等の応援を要請する。

第4 警戒区域の設定及び町民等の水防義務

1. 水防団長、水防団員または消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、またはその区域からの退去を命ずることができる（改正法第21条）。
2. 町長、水防団長または消防署長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、本町に居住する者、または水防の現場にある者をして水防に従事させることができる（改正法第24条、河川法第22条）。

第5 公用負担

1. 緊急時における公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、町長、水防団長または河川管理者は次の権限を行使することができる（改正法第28条、河川法第22条）。

- ◇ 必要な土地の一時使用
- ◇ 土石、竹林、その他資材の使用・収用
- ◇ 車両、その他の運搬具または器具の使用
- ◇ 工作物、その他の障害物の処分

2. 公用負担権限証明書

公用負担の権限を行使する者は、町長、水防団長または消防署長にあっては、その身分を示す証明書、その他これらの者の命を受けた者（水防団員等）にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

公 用 負 担 権 限 証 明 書 (例)		
海陽町消防団第〇分団長		
氏 名		
上記の者に〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明します。		
	年 月 日	
	海陽町長	〇〇 〇〇 印

3. 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公 用 負 担 証 (例)		
目的物	種類	
負担内容	使用、収用、処分等	
年 月 日		
〇〇 殿		
	海陽町長	〇〇 〇〇 印
	事務取扱者	〇〇 〇〇 印

第6 水防工法説明

1. 水防工法の分類

水防工法には種々なものがあり、その目的と資材人員等に応じて最も適切なものを選ばなければならない。

なお、河川堤防の破堤原因は大略以下のとおりである。

- 1) 越水（溢水）による場合：堤防から水が溢れ出て堤防の裏のり面から決壊
 - 2) 漏水（浸透）による場合：河川の水位が高い場合、水圧により裏のり面や裏のり先に河水が湧水して堤防が決壊
 - 3) 洗掘（深掘れ）による場合：河川の流勢や波浪により表のり面が洗掘されて決壊
- 上記変状の場合、古くから行われてきた水防工法及び最近研究されている工法を分類すると次表のとおりである。

水防工法一覧表

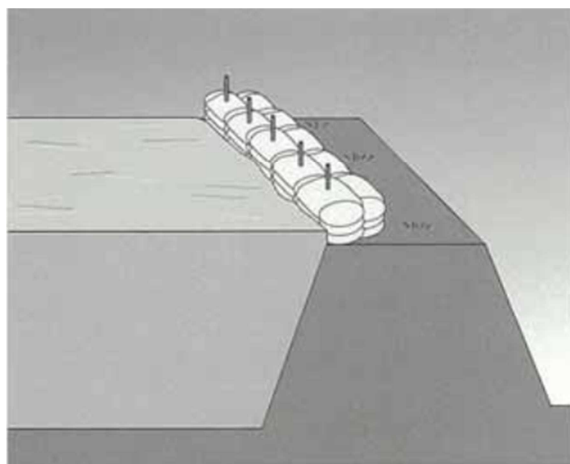
原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
越水 (溢水)	積み土のう工	堤防天端に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防天端に杭を打ちせき板をあてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防天端に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防天端にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防裏のり面をむしろで被覆する	あまり高くない 堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防裏のり面を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、 軽量鉄パイプ、土のう	
漏水 (浸透)	川裏 (居住側) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、裏のり先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 鉄筋棒、ビニール、パイプ
		水マット式 釜段工	裏小段、裏のり先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、 鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、裏のり先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、 鉄パイプ杭
		月の輪工	裏のり部によりかかり半円形に積み土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、 パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	裏小段、裏のり先にかかるように ビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のう入手困難)	既製水のう、杭、 土のう、ビニロンパイプ
		樽伏せ工	裏小段、裏のり先平地に底抜き樽 または桶を置く	一般河川	樽、防水シート、土のう
	川表 (川側) 対策	導水むしろ 張り工	裏のり、犬走りにむしろなどを敷き並べる	一般河川 (漏水の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
		詰め土のう工	川表のり面の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川 (構造物のあるところ、水深 の浅い部分)	土のう、木杭、竹杭
		むしろ張り工	川表の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川表の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、縄、杭、 ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川表の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、 杭、ロープ、土のう
		畳張り工	川表の漏水面に畳を張る	一般河川(水深の浅い所)	古畳、杭、縄、土のう、鉄線

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現 在	
洗掘（深掘れ）	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 畳張り工	漏水川表対策と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水川表対策と同じ	
	木流し工 （竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、 局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、 鉄線、杭	
	立てかご工	表のり面に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、杭、 鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	表のり面決壊箇所に土のうまたは 大きい石を投入する	急流河川	土のう、石、 異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、 のり面を被覆する	急流河川	竹、杭、ロープ、土のう	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの 合掌木を投入する	急流河川	枠組み、石俵、鉄線、 蛇かご	
	築きまわし工	堤防の表が決壊したとき、断面の不足を裏 のりて補うため杭を打ち中詰め土のうを 入れる	凸側堤防 他の工法と併用	杭、割竹、板、土のう、 くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしで、びょうぶを 作りのり面を覆う	比較的緩流河川	竹、縄、ロープ、わら、 かや、土のう	
き裂	天端	折り返し工	天端のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし 折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		杭打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりに杭を用いて 鉄線でつなぐ	砂質堤防	杭、鉄線
	天端～裏のり	控え取り工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもの で折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、縄、ロープ、 鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が天端から裏のりにかけて生じるもの で控え取り工と同じ	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
裏のり（居住側堤防斜面）崩壊	き裂	ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用い る	石質堤防	杭、金網、鉄線、土のう
		五徳縫い工	裏のり面のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、縄、ロープ、鉄線、 土のう
		五徳縫い工 （杭打ち）	裏のり面のき裂をはさんで杭を打ちロープ で引き寄せる	粘土質堤防	杭、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	裏のり面のき裂が浅いとき、のり面が すべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力杭打ち工	裏のり先付近に杭を打ちこむ	粘土質堤防	杭、土のう
	崩壊	かご止め工	裏のり面にひし形状に杭を打ち、 竹または鉄線で縫う	砂質堤防	杭、竹、鉄線、土のう
		立てかご工	裏のり面に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、杭、 そだ
		杭打ち積み 土のう工	裏のり面に杭を打ち込み、中詰めに土のう を入れる	砂質堤防	杭、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	裏のり面に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹杭、土砂、土のう
		つなぎ杭打ち工	裏のり面に杭を数列打ちこれを連結して 中詰めに土のうを入れる	一般堤防	杭、土のう、布木、鉄線、 土砂
その他	さくかき詰め 土のう工	つなぎ杭打ちとほぼ同じで柵を作る。	一般堤防	杭、竹、そだ、鉄線、 土のう	
	築きまわし工	裏のり面に杭打ち柵を作り中詰め 土のうを入れる	一般堤防	杭、さく材、布木、土のう	
その他	流下物除去作業	橋脚などに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口	
	水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車	

2. 代表的な水防工法

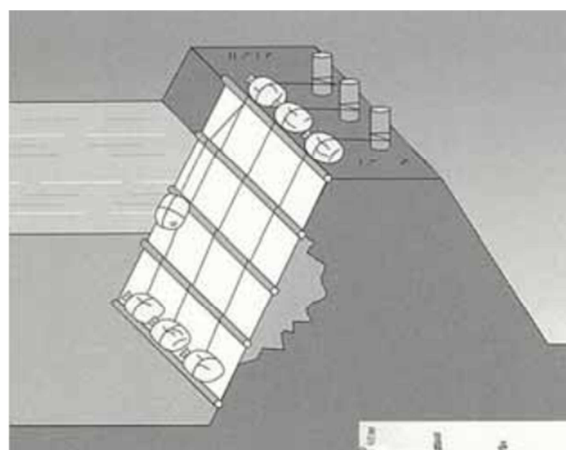
(1) 積み土のう工

堤防が欠けることを考慮して、堤防天端の表のり肩から、0.5~1.mくらい引き下げて所要の高さに土のうを積み上げる。段積みは、長手または小口積みとし、2段積みは下段を長手方向2列に並べ、その上に小口1段並べとするか、長手並べにする。3段積みは、前面長手3段積みにも継ぎを避けて積み、裏手に控えとして、小口2段積みとし、木杭または竹等を串刺しとする。また、土のうの継ぎ目には土を詰めて、十分に踏み固める。



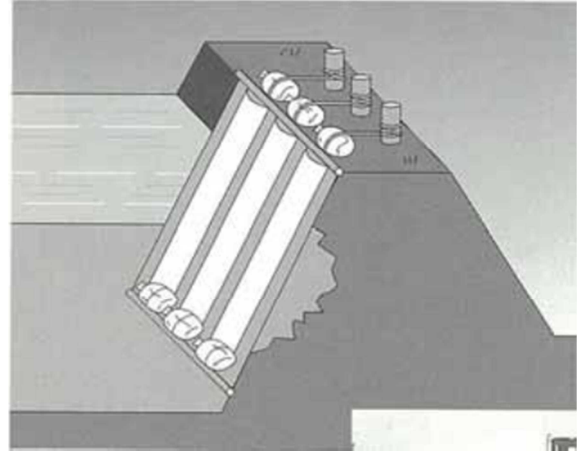
(2) 表むしろ張り工（防水シート使用）

表むしろ張り工（防水シート使用）は、堤防のり面が欠け込んだ場合や、数箇所より浸透し、吸い込み口が判然としない場合に行うもので、カ竹をシートでくるみ、重し土のうを数個結束し、留め杭に繋ぐものである。



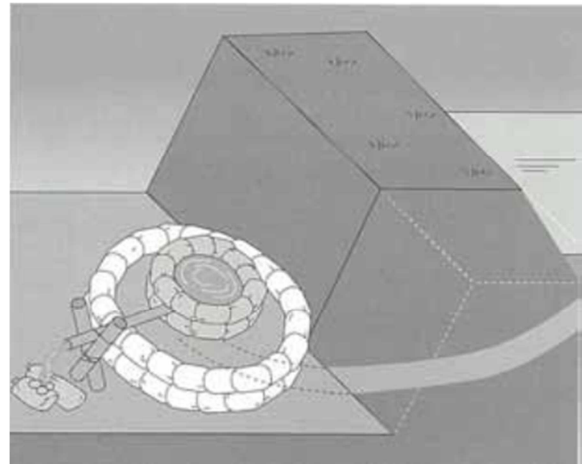
(3) 表むしろ張り工（水防マット使用）

表むしろ張り工で水防マットを使用する場合は、防水シート使用時と同様で、既製のマット（パイプ通し、ハトメ、縦重し土のう固定ひも付き）を留め杭に繋ぐものである。



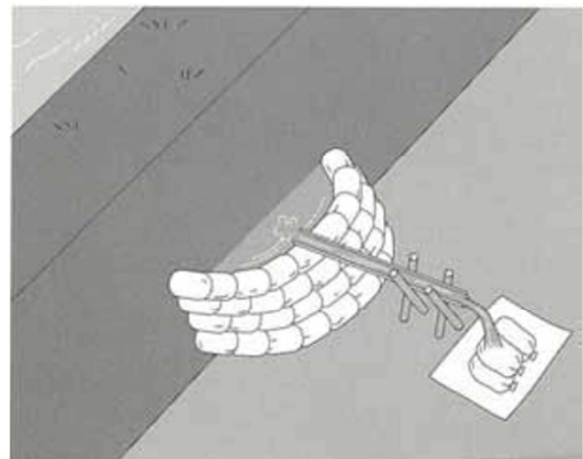
(4) 釜段工

洪水時に堤防裏小段や堤内地に噴出する漏水の噴出口を中心に土のうを積み、水を貯え、川とその水圧との均衡を保つことにより水の噴出を防ぐ。



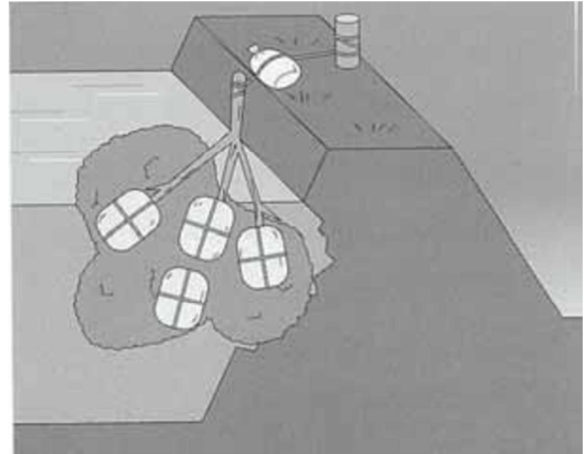
(5) 月の輪工

土のうを積んで河川水位と漏水口との水位差を縮めて水の圧力を弱め、漏水口が拡大するのを防ぎ、堤防の決壊を未然に防ぐ。



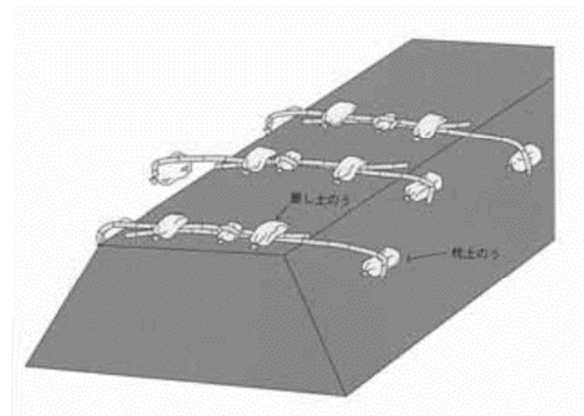
(6) 木流し工

枝葉の繁茂した樹木または竹を根元から切り、枝に重り土のう（または石俵）を付ける。鉄線根元を縛り、もう一端を留め杭に結束したものを上流から流しかけて崩壊面に固定させる。流木を緩やかにする、川表の淀欠けを防ぐ（緩流部）、川表が崩れるのを防ぐなどの効果がある。



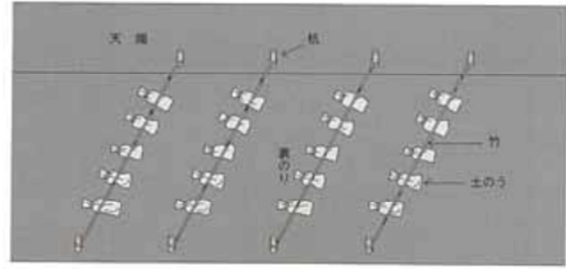
(7) 折り返し工

天端の表のりと裏のりに竹を突き刺し、その根元に置いた土のうを枕にして竹を折り曲げ、中央で双方の竹を折り返して引きかけて縄で結束する。竹の折り返し部分は折損しやすいため、麻袋などを丸めて芯にする。また、竹の締まり具合を良くするため、天端に重し土のうを載せる。竹の代わりに、杭と鉄線を用いる工法（打ち継ぎ工）もある。



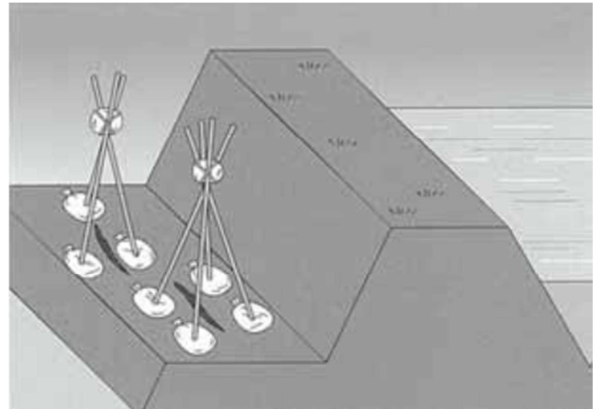
(8) 繋ぎ逢い工

洪水時の浸透などにより、天端あるいは天端からの裏のり面にかけて、き裂が発生した場合、その拡大を防止する工法である。長さ1～1.5m、末口6～9cmの木を1～2mの間隔に打ち込み、その杭に周り10～15cmの竹を縛り付ける。また、天端にも同様に杭を縛り付け、この双方の竹串を約2mの継ぎ手を残して折り曲げ、引きかけて縄で結び、重し土のうを取り付ける。竹が入手困難な場合は鉄線を用いる。



(9) 五徳縫い工

き裂をはさみ、3～4本の竹で各辺1m位の三脚形または四脚形に深く突き刺し、地上1.2～1.5m位のところで一つに縄で結び、その上の重し土のうを載せる。もし、き裂の部分に張り芝がないときや堤体が軟弱な場合、沓土のうを用いるこの工法は、のり面に行くよりも、のり先に行く法が効果的である。なお、のり先に力杭を打つと、より安全である。



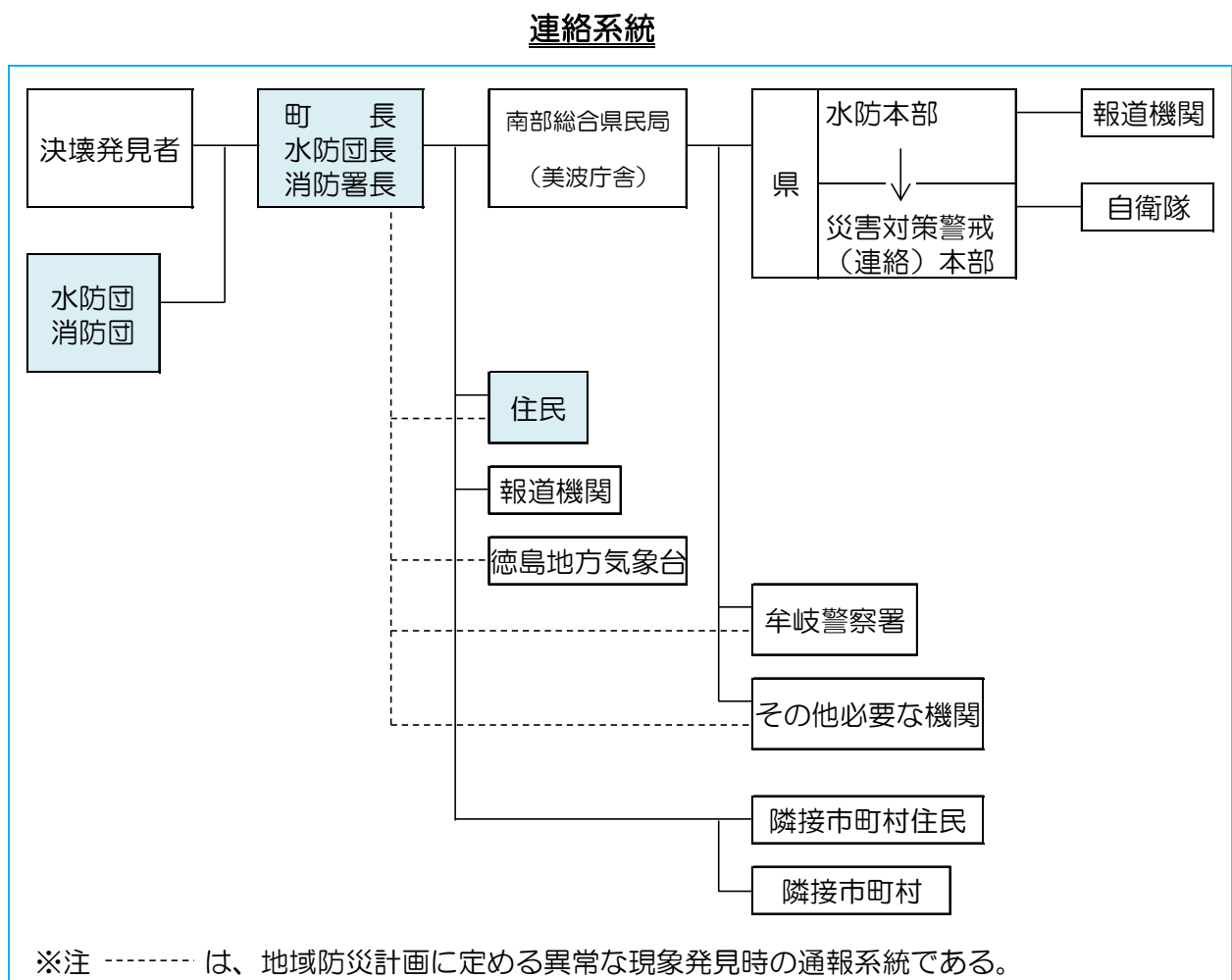
第6節 決壊後の通報及び避難のための立ち退き

第1 決壊の通報

堤防その他の施設が決壊したときは、町長、水防団長、消防署長は、直ちにその旨を南部総合県民局（美波庁舎）等に通報しなければならない（改正法第25条）。

第2 決壊通報の連絡系統

決壊通報の連絡系統は、以下のとおりである。



第3 決壊後の措置

堤防その他施設が決壊したときにおいても、町長、水防団長、消防署長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように務めなければならない（改正法第26条）。

第4 避難

1. 水防管理者（町長）が行う場合

- (1) 町長は、自ら防御する堤防等が破堤した場合、または破堤の危機にひんした場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対し、立ち退きまたはその準備を指示するものとする。
- (2) 町長は、(1)の立ち退きまたは準備を指示した場合は、牟岐警察署長にその旨を通知するものとする。
- (3) 町長は、(1)の立ち退きまたは準備を指示した場合は、その状況を南部総合県民局（美波庁舎）に報告するものとする。
- (4) 町長は、牟岐警察署長と協議の上、あらかじめ立ち退き計画を作成し、立ち退き先連絡等に必要な措置を講じておくものとする。

2. 知事またはその命を受けた県職員が行う場合

洪水、津波または高潮の氾濫により著しい危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められたときは、危険区域の居住者に対し、知事またはその命を受けた県職員は、立ち退きを勧告または指示をすることができる（改正法第29条）。

この場合、県職員は、すみやかに海陽町長に連絡をとる。

3. 応急避難場所

重要水防区域における応急避難場所は、資料編 No.17に参照した。

第7章 通信連絡体制

第1節 徳島県総合情報通信ネットワークシステム

総合情報通信ネットワークシステムは、県庁に設置された統制局を中心として、総合県民局等主要県出先機関、市町村並びに防災関係機関等を総合的に結んだ無線回線である。

災害時においては、一斉通信指令、緊急回線統制等の機能によって、災害情報の収集・伝達体制の確保、迅速な応急処理ができる。

第2節 非常通話及び電報

第1 電話の非常通話

知事、町長、水防団長またはこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のため一般加入電話を優先的に利用することができる（改正法第27条）。

第2 電報の特別取扱

洪水予報その他水防上緊急を要する事項を内容とするものについては、申し込みの際、非常電報緊急電報として申し込めば、至急取り扱われる。

第3 その他通信施設の使用

その他一般加入電話による通信不能、または特に緊急を要する場合は、次に掲げる機関の専用電話無線等の通信施設を使用することができる。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1) 地方整備局無線施設 | 6) 四国電力株式会社通信施設 |
| 2) 警察通信施設 | 7) 徳島海上保安部通信施設 |
| 3) 気象台通信施設 | 8) 海上自衛隊通信施設 |
| 4) 四国旅客鉄道株式会社通信施設 | 9) NHK・四国放送通信施設 |
| 5) 電気通信施設 | |

第3節 水防に関する予報及び警報の通信連絡

水防に関する予報及び警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、町は、上記機関の通信施設等の適切な利用を図るものとする。

第8章 協力及び応援

第1節 高知県東洋町との応援協定

東洋町と本町を流れる野根川の水害をはじめ、消防組織法第1条に規定する水火災または地震等の災害で、応援を必要とするものは、両町の消防力を活用して、消防の相互応援を行う協定が締結されている。（東洋町・海陽町災害時応援協定、平成20年9月1日）

詳細については、資料編 No.83に参照した。

第2節 応援及び相互協力

第1 警察官の応援

町長は、水防のため必要があると認められるときは、牟岐警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする（改正法第22条）。

また、町長及び南部総合県民局長は、あらかじめ次の事項について協定しておく。

1. 水防用電話、無線が不通になったときの警察電話、無線使用事項
2. 改正法第22条に規定する警察官、警察吏員の援助要求事項
3. 改正法第29条に規定する退避事項
4. 一般災害、土砂災害の情報交換事項
5. 災害時におけるダンプカー協力要請事項
6. その他水防について必要な事項

第2 隣接水防管理団体の応援及び相互協定

1. 町長は、水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町村長、消防長に対して応援を求めることができる（改正法第23条）。

応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行し応援を求めた町長の所管の下に行動する。

2. 隣接する水防管理団体は、協力応援等水防事務に関して相互協定し、水防計画に定めるものとする。

第3 自衛隊の応援

自衛隊に対する応援要請については、海陽町地域防災計画に規定する災害派遣要請手順による。

第3節 水防連絡会議

第1 目的

水防連絡会議は、水防体制の強化拡充を図り水防実施が円滑に行われることを目的とする。

第2 組織

南部総合県民局美波庁舎単位に管内の関係諸団体で組織される。

事務局は、南部総合県民局美波庁舎内におき、必要に応じ招集される。

第3 連絡会議における協議事項

1. 気象状況の予報連絡事項
2. 水位、雨量の通報事項
3. 水防器具資材の調達事項
4. 相互協力応援事項
5. 水防訓練事項
6. 水防啓発宣伝事項
7. その他水防に必要な事項

第9章 水防費用

第1節 費用負担

第1 水防管理団体の費用負担

本町の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする（改正法第41条）。

ただし、他の水防管理団体の応援のために要する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援した水防管理団体との協議によって決める（改正法第23条）。

第2 利益を受ける市町村の費用負担

本町の水防によって、隣接する市町村が著しく利益を受けるときは、上記の「第1 水防管理団体の費用負担」にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

ただし、負担する費用の額及び負担の方法は、両者の協議によって定める（改正法第42条）。

第2節 損失補償

公用負担権限（「本編 第6章 第5節 第5 公用負担、p7-37」参照）行使によって損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損失を補償するものとする（改正法第28条、河川法第22条）。

第3節 災害補償

住民等を水防に従事させた（「本編 第1章 第5節 水防の責任と義務」、「本編 第6章 第5節 第4 警戒区域の設定及び町民等の水防義務、p7-37」参照）ことによって、死亡、傷病にかかる等の状態となったときは、その損害を補償しなければならない（改正法第45条、河川法第22条）。

第10章 水防報告及び記録

第1節 てん末書

水防を解除したときは、町長は活動実績を遅滞なく次の様式により3部作成し、南部総合県民局長に提出する。

水防活動実績表（様式）

管理団体名	指定 非指定 別	水防活動延人数			水防活動費			使用（消費）資材費 注2			合計 (A+B)	水防活動を 行った主な 河川・海岸 湖沼名	水防活動を 行った時間 注3	備 考
		水防団 及び 消防団	その他	計	出動 手当	その他 注1	小計 (A)	主要資材	その他 資器材	小計 (B)				
		人	人	人	円	円	円	円	円	円	円			

注1 水防活動費その他については、内容を備考に記入すること。

注2 使用（消費）資機材費については、下記の内訳による区分により転記すること。

注3 水防活動を行った時間（期間）は、〇月〇日から〇月△日までと記入すること。

水防活動による使用（消費）資材費内訳（様式）

管理団体名	主要資材内訳				その他資器材				合計	備 考				
	空 俵		な わ		発 煙 筒		カーバイト				小 計 (B)			
	数	金 額	数	金 額	数	金 額	数	金 額						
									〇 〇	〇 〇	以下 注2に 該当する資器材があ れば左に準じて記入	注3		

注1 主要資材内訳の欄には、次に掲げる資材の内該当するものを記入する。

俵、かます、布袋類、量、むしろ、縄、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠及び置石

注2 その他資器材の欄には、上記以外のものを記入すること。

注3 主要資材及びその他資器材のうち、転用等または災害復旧事業費の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。

第2節 水防記録

町長は、水防てん末書による水防活動実績の記録を作るとともに、下記事項について、水防記録を作成して保管するものとする。

- 1) 出水の概況
- 2) 水防活動を実施した箇所（〇〇川、海陽町大字〇〇小字〇〇地先〇〇メートル等）
- 3) 水防活動開始の日時及び終結の日時
- 4) 出動人員（水防団〇〇人、その他〇人）
- 5) 水防作業の概況
- 6) 水防の結果、及び土木被害の概況
- 7) 人件費（〇〇円）、物件費（〇〇円）
- 8) 功労者の氏名、年齢、所属及び功績の概要
- 9) 改正法23条第1項（隣接市町村長等）の応援を求めた理由
- 10) 改正法24条により従事させた者、または傭入させた者の住所、氏名及び出務時間並びにその事由
- 11) 改正法25条の堤防その他施設の決壊の状況
- 12) 改正法29条（区域の居住者等）の立ち退き指示の事由
- 13) 改正法32条の2の水防訓練の概要（「本編 第11章 水防訓練」参照）
- 14) 改正法34条第1項の水防協議会の設置
- 15) 収用または購入の器具、資材及びその事由並びに使用場所
- 16) 障害物を処分した数量及びその事由並びに除去場所
- 17) 土地を一時使用した場合は、その箇所及び所有者氏名並びにその事由
- 18) 防衛作業中、負傷または疾病にかかった者の職、氏名及びその手当て
- 19) 水防作業に使用した材料及び数量、破損器具材の数量

第11章 水防訓練

第1節 水防訓練

第1 水防訓練実施要領

本町は、次の項目について水防訓練を行うよう努めなければならない。この際、可能な限り市民の参加により、広く水防思想の高揚を図るものとする。

なお、水防訓練の実施にあたっては、県の指導を受けることとする。

- 1) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- 2) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- 3) 輸送（資材、器財、人員）
- 4) 各種水防工法
- 5) 樋門等の操作
- 6) 避難、立ち退き（危険区域居住者の避難）等

第2 水防訓練実施時期

水防訓練の実施は、最も効果ある時期を選び、毎年1回以上、単独もしくは関係機関と合同で、実施するものとする。

第2節 災害通信連絡及び情報伝達訓練

南部総合県民局等企画の訓練に参加し、情報伝達において、関係機関との連携を図るよう努めなければならない。